

一般事業主行動計画

■次世代育成支援対策推進法

行動目標

社員が育児・介護休業取得向上に向け、全社員への周知を行うとともに制度への理解促進を行い働きやすい環境を作ることを目的とし、次のように行動計画を策定する。

行動計画

1.計画期間

令和6年4月1日～令和8年3月31日までの2年間

2.内容

【目標】 全社員向けの産休育児・介護制度および休業給付等のパンフレット作成

<対策>

令和6年4月～ 社内ネットワークによる制度内容の周知。

令和6年4月～ 産休育児・介護制度パンフレット作成。

令和6年4月～ 取得希望者を対象に制度説明、取得相談の実施

株式会社エクソル

■女性活躍推進法（策定 1）

行動目標

女性のさらなる活躍を目指し、育児休業を取得した社員の職場復帰を円滑にするため、次のような行動計画を策定する。

行動計画

1.計画期間

令和6年4月1日～令和8年3月31日までの2年間

2.内容

【目標】 育児休業対象者への復職前面談および会社制度説明会の実施、および復職後経過面談（1回～2回）の実施を行い状況把握と不安部分の改善に取り組む、また希望者への復職1ヶ月前からの業務PCの貸与による社内情報閲覧環境の提供を行い組織変化の把握に取り組む

<対策>

令和6年4月～ 社内ネットワークによる制度内容の周知。

令和6年4月～ 育児休業中社員への制度内容の案内。

令和6年4月～ 対象者への面談・説明会の実施および業務PCの貸与。

株式会社エクソル

■女性活躍推進法（策定 2）

行動目標

育児・介護による働き方との両立、配偶者の転勤にともない就業状況の変化に応じて配置転換や業務内容・役割等の区分変更を行い、就業の選択肢を設け柔軟な働き方を目的とし、次のような行動計画を策定する。

行動計画

1.計画期間

令和6年4月1日～令和8年3月31日までの2年間

2.内容

【目標】 育児・介護による就業困難者に対しての制度や働き方の相談会の実施

配偶者の転勤についても、配置転換や業務内容のヒアリングを行い多様な選択肢の提案を実施することで育児・介護、転勤理由による退職者 0%を目指す

<対策>

令和6年4月～ 社内ネットワークによる制度内容の周知。

令和6年4月～ 対象者に対しての面談の実施。

令和6年4月～ 配置転換、業務等の役割等の精査を行いフィードバックの実施。

株式会社エクソル